

委員長の互選方法について

選出方法

自薦及び他薦により候補者を選出する。

候補者となった委員は、委員長就任に対する抱負を述べる。

各委員は、候補者のうち 1 人に投票する。(単記無記名式投票)

過半数の票を得た候補者を委員長とする。

の投票において、過半数を得た候補者がいないときは、再度投票を行う。

第 2 回の投票において、過半数を得た候補者がいないときは、当該投票における上位の得票候補者 2 人について決選投票を行い、多数を得た候補者を委員長とする。

の決選投票において、得票数が同数の場合は、委員間の話し合いによって決定する。

なお、において候補者が 1 人しかいなかった場合は、当該候補者より委員長に就任した場合の抱負を述べてもらい、その上で各委員に信任の可否を伺い、信任されれば当該候補者を委員長とする。